

①開 会

<教 育 長> それでは、ただいまから、令和6年山形県教育委員会10月定例会を開会いたします。

<教 育 長> 議事等に先立ち、申し上げます。
先ほど、1名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長> 会議録署名委員に、和田委員と丹治委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④議席の決定

<教 育 長> 次に、山形県教育委員会会議規則第3条に基づき、新たな議席の決定を行います。決定方法については、事務局から説明願います。

<副 主 幹> 事務局から御説明申し上げます。議席は、会議規則の規定により、「くじ」で定めることとなっております。くじはこちらの「1」～「6」と書かれたもので行います。

現在、手塚委員の席の議席を第1番とし、以降、順次時計回りに第6番までを議席として「くじ引き」を行いますが、委員会の議事運営上、第4番の議席が教育長の議席となります。

この第4番の議席を除く5議席について、ただいま、お座りの席番の若い席の委員から順に引いていただきます。

なお、本日欠席の手塚委員のくじは、事前に代理人に指名されております事務局の黒田課長補佐が引くことといたします。以上です。

<教 育 長> それでは、順次、事務局から差し出す「くじ」棒1本を引いてください。

<教 育 長> 事務局から、「くじ」の結果を報告してください。

<副 主 幹> 御報告いたします。第1番和田委員、第2番丹治委員、第3番手塚委員、第5番小関委員、第6番工藤委員。以上です。

<教 育 長> ただいまの報告のとおり議席を決定いたします。
各委員は、資料をお持ちいただき議席の移動をお願いします。

⑤報 告

<教 育 長> 議事に先立ち、報告があります。
初めに、(1)「教育長職務代理者の指名について」は、私から報告いたします。

<教 育 長> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、10月4日付けで、小関委員を第1職務代理者に、工藤委員を第2職務代理者に指名させていただきました。
両委員には、今後、各種会議への出席など色々とお力をお借りすることになります。どうぞよろしく願いいたします。

<教 育 長> 次に、(2)「令和6年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> 報告2-1「令和7年度震災による福島県等からの本県立高等学校への受検に係る実施要項」を御覧ください。

平成24年度から令和6年度までの入学者選抜におきましては、震災の影響により本県立高校を受検する受検者がいる場合、3(1)に示すとおり1クラス45名以内、つまり1クラスについて最大5名まで合格者を増やすことができるものとして対応してまいりました。

山形県の震災避難者に対する支援の体制についてはこれまでどおりであること、令和5年5月1日現在の調査では、震災の影響により本県内の中学校に在籍している被災地域の生徒が127名いることから、令和7年度の入学者選抜につきましても、これまでと同様の対応を図っていくことといたしました。

このことにより、令和4年度入学者選抜では8校、令和5年度入学者選抜では7校、令和6年度入学者選抜では3校において、入学定員を超えて合格者を出しております。

以上、御報告申し上げます。

<教 育 長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、これより議事に入ります。

⑥議 事

<教 育 長> 議第1号「令和7年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について」、高校教育課長及び特別支援教育課長より説明願います。

< 高校教育課長 >

議第 1 号「令和 7 年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について」、御提案申し上げます。

提案申し上げますのは、令和 7 年度入学者の募集定員についてでございます。

議 1 - 1 をお聞きください。昨年度からの変更点について、御説明申し上げます。

令和 7 年度に米沢工業高校と米沢商業高校を統合し、新たに米沢鶴城高校の開校を予定しております。議 1 - 3 上から 3 項目の欄を御覧いただきたいと思っております。入学者の募集につきましては、全日制の課程において、米沢工業高校の工業科である機械科、生産デザイン科、電気情報科、建築科、環境工学科及び米沢商業高校商業科が募集停止となり、米沢鶴城高校の工業科である機械加工科、機械制御科、電気情報科、建築科、環境工学科で各 40 名の計 200 名、商業科である総合ビジネス科、会計情報科で各 40 名の計 80 名が新たに募集開始となります。定時制の課程につきましては、米沢工業高校総合学科が募集停止となり、米沢鶴城高校総合学科 40 名が新たに募集開始となります。

これにより県立高等学校の入学生定員は、前年度と同じく、全日制 6,280 名、定時制 280 名、合計 6,560 名とします。

山形市立商業高等学校を加えた令和 7 年度の本県公立高等学校の入学生定員は、前年度と同じく、全日制の課程 6,560 名、定時制の課程 280 名、合計で 6,840 名とします。

なお、東桜学館高校については、定員の 200 名に併設型中学校からの入学者数を含むものとしております。

山形県立特別支援学校の高等部については、特別支援教育課長より説明があります。

< 特別支援教育課長 >

議 1 - 4 をお聞きください。「3 山形県立特別支援学校の高等部」については、昨年からの変更点はありません。

以上よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

< 教 育 長 >

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

< 教 育 長 >

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

< 各 委 員 >

異議なし。

< 教 育 長 >

御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。

< 教 育 長 >

次に、議第 2 号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課管理主幹より説明願います。

< 管 理 主 幹 >

議第 2 号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」申し上げます。

議 2 - 1 をお聞きください。改正理由ですが、高等学校再編整備計画

に伴う学科再編を行うための規定の整備を図るものであります。

改正内容といたしましては、高等学校再編整備計画に伴う学科改編及び入学定員の変更を行うため、別表1を改正いたします。寒河江工業高等学校全日制の課程における機械科、電子機械科、情報技術科の募集停止の表記を削除いたします。

施行期日は令和7年4月1日を予定しております。

なお、具体的な改正箇所につきましては、議2-3の新旧対照表のとおりでございます。

以上御審議よろしくお願いをいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第3号及び議第4号「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について」は、関連する議案となりますので、教職員課長より一括して説明願います。

<教 職 員 課 長> 「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について」、説明申し上げます。

議第3号の提案理由は、職員が夏季におけるお盆などの諸行事や、心身の健康の維持、増進を図るための特別休暇、いわゆる「夏季休暇」について、その対象期間を拡充する規則改正となりますが、10月1日から施行するため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により専決処理しましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものです。

内容について議3号の資料で説明いたします。改正の概要は、夏季休暇の対象期間について、従来「7月から9月まで」であったところ、「県教育委員会が特に必要と認める場合にあっては10月まで」とするものです。この改正によって、この度の7月豪雨のような予見しがたい災害等で業務が多忙となり、9月までに夏季休暇を全て取得できない職員がいる場合は、10月まで取得が可能となります。

施行期日は令和6年10月1日としておりまして、本県知事部局等職員に適用される人事委員会規則も同日に施行されております。

議第4号の提案理由は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正に伴い規定を整備するものです。本条例に合わせて、10月

11日に公布、施行するため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により専決処理しましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものです。

内容について議4号の資料で説明いたします。改正の概要についてですが、前回の9月定例教育委員会において御審議いただき、この度の県議会9月定例会において議決の上で公布・施行された一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例により、新たに任期付短時間勤務職員の採用が可能となることから、同職員の勤務時間及び休暇について他の一般職の短時間勤務職員と同様の取扱いとなるよう規定を整備するものです。

施行期日は令和6年10月11日としておりまして、本県知事部局等職員に適用される人事委員会規則も同日に施行されております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、議第3号及び議第4号については、いずれも原案のとおり承認してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、いずれも原案のとおり承認いたします。

<教 育 長> 次の議第5号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第5号は秘密会にて審議 》

⑦閉 会

<教 育 長> 以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。